

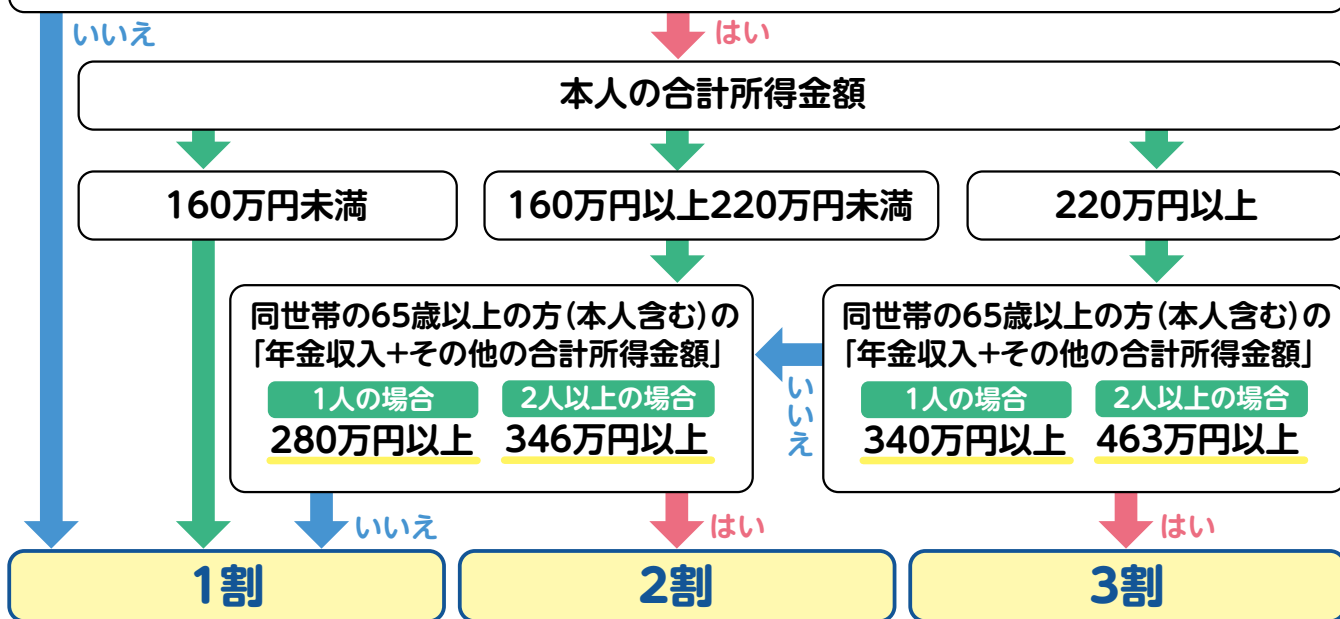
利用者負担と負担の軽減について

介護保険サービスを利用したとき、原則として利用料の1割～3割を支払います。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。



負担割合の判定方法

本人の年齢が65歳以上で住民税課税



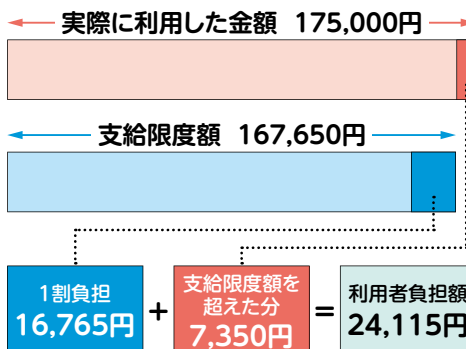
在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区分別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな在宅サービスの支給限度額(1か月)》

要介護度	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

① 要介護1(1割負担)の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



支給限度額に含まれないサービス

- ◆ 特定福祉用具販売
- ◆ 住宅改修費
- ◆ 居宅療養管理指導
- ◆ 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- ◆ 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※介護予防サービスについても同様です

自己負担が高額になったとき

● 1か月の自己負担が高額になったとき

同じ月内に利用した介護サービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、限度額（下表）を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

- 給付を受けるには、野田市への申請が必要です。
- 初めて対象となった方には、野田市から「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」が届きます。一度申請すれば、次回以降の申請は不要です。
- 下記の費用は対象となりません。
 - 福祉用具購入費・住宅改修費の利用者負担分
 - 支給限度額を超える利用者負担額
 - 居住費（滞在費）・食費・日常生活費など

《自己負担の上限額（1か月）》

区 分	限度額
課税所得 690 万円以上の世帯の方	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円以上 690 万円未満の世帯の方	93,000 円（世帯）
課税所得 380 万円未満の世帯の方	44,400 円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400 円（世帯）
世帯の全員が住民税非課税の方	24,600 円（世帯）
・ 老齢福祉年金受給者の方	24,600 円（世帯）
・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下の方等	15,000 円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000 円（個人）

● 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、野田市への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が 500 円以下の場合は支給されません。

《自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）》

70歳未満の方

区 分	限度額
基準総所得額 901 万円超	212 万円
600 万円超～ 901 万円以下	141 万円
210 万円超～ 600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区 分	限度額
課税所得 690 万円以上	212 万円
380 万円以上 690 万円未満	141 万円
145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般（住民税課税世帯の方）	56 万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）	31 万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方（年金収入のみの場合 80 万円以下の方）	19 万円

野田市への申請が必要です

- 高額介護（介護予防）サービス費の支給
「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」などを野田市へ提出します。
- 居住費（滞在費）、食費の負担の軽減
野田市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者に提示します。
- 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給
所定の申請書を野田市へ提出します。
- 野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減事業
- 野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減事業

施設サービスの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設サービス費} \\ \text{の1~3割} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{居住費} \\ \text{(滞在費)} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{食費} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{日常生活費} \\ \text{(理美容代など)} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{自己負担} \end{array}$$

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。
実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

《居住費・食費の基準費月額(1日あたり)》

	居住費(滞在費)				食 費
	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

用語解説▶居室の種類

- ユニット型個室 …… リビングスペースを併設している個室
- ユニット型個室的多床室 …… リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋
- 従来型個室 …… リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
- 多床室 …… 定員2人以上の相部屋

●介護保険負担限度額認定を申請される方へ

介護保険負担限度額認定は、施設サービスを利用した際の食費・居住費(介護保険適用外)を軽減する低所得者向けのサービスです。所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。対象となるのは下記の要件を全て満たす方です。

- ①住民税世帯非課税(本人と同一世帯の方全員が住民税非課税)であること
- ②別世帯の配偶者が住民税非課税であること
- ③預貯金等の資産額が右表の範囲内であること

【有効期間】8月1日~7月31日

※申請した月の初日から有効になります。また、認定を受けている方は、更新の申請がない場合、8月以降の認定がなくなります。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写しなど
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写しなど
タンス預金(現金)	自己申告
負債(住宅ローン等)	借用証書など

※預貯金等に含まれないもの：生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財など

《居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）》

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費（滞在費）				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設
令和6年7月まで	第1段階	生活保護受給者の方等	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方					
	第2段階	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
	第3段階①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
令和6年8月から	第3段階②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]
	第1段階	生活保護受給者の方等	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方					
	第2段階	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
	第3段階①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
	第3段階②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

^{*1} 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

^{*2} 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下です。

※不正があった場合には、それまでに受けた給付額に加えて、最大2倍の加算金の納付を求めることがあります。

介護保険Q&A

Q 非該当となった場合の特例措置はありませんか？

A 住民税課税世帯の方でも、下記の要件全てに該当する場合は、申請により食費もしくは居住費またはその両方に限度額が適用される特例減額措置があります。

《課税層に対する特例減額措置の要件》

- ① その属する世帯の構成員の数が2人以上（施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。）
- ② 介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担
- ③ 全ての世帯員および配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の費用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費および居住費の年間見込み額の合計額を控除した額が80万円以下
- ④ 全ての世帯員および配偶者について、現金、預貯金等、合同運用信託、公募公社債等運用信託および有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員および配偶者について、その居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
- ⑥ 全ての世帯員および配偶者について、介護保険料を滞納していない